

議案第 9 号

桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 18 年桐生市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 6 号及び第 7 号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 9 号 桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

学校教育法の一部改正による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について、所要の改正を行おうとするものです。